空家宝化プロジェクト事業

R7　空家除却再販費・改修再販費補助金

空家除却再販費・空家改修再販費 を補助します。

事業者向け

空家を除却又は改修し、再販することにより、住宅の耐震化の促進及び人口誘導を図り、もって居住環境の向上及びコミュニティの活性化に資することを目的に、住宅の除却又は改修に係る費用の一部を補助いたします。

対象となる住宅	**○除却再販費** **新築後30年を経過した一戸建ての住宅（兼用住宅を含む）** **○改修再販費** **新築後10年を経過した一戸建ての住宅（兼用住宅を含む）**
補助内容	**建築物の除却又は改修に係る工事費が** **１００万円（税抜）以上の場合に１００万円を補助**
対象者	対象となる空家を購入しようとする**市内不動産事業者** **※市税の滞納がないこと**
必要書類	**裏面参照**
受付期間	**令和７年４月１日から受付開始　予算に達し次第終了**
完了報告	**令和８年３月31日まで**

＜適用イメージ＞

【空家】

【購入】

【除却】
又は
【改修】

【再販】

【新たな世帯】

※その他の要件、申請方法等の詳細につきましては、建築住宅課でご確認ください

【問合せ先】石狩市建築住宅課住宅政策担当　Tel：0133-72-3141

補助金の事業スケジュールと必要書類

	時期	手続き	内容・必要書類
除却再販費	4月から	補助金の申請	【補助金の申請】 ・交付申請書（別記第１号様式） ・空家等の位置図、配置図 ・空家等の写真 ・土地の全部事項証明書 ・新築後30年を経過した住宅であることがわかるもの ・除却費用の分かる見積書の写し及び内訳書の写し ・石狩市内事業者であることがわかるもの ・その他市長が必要と認める書類
	調査通知書の発送		
	調査通知日から **１ヶ月以内**	売買契約の締結	・空家の売買契約書の写し ・事業概要説明書及び確認書（別記第３号様式）
	交付決定 ※この時点で予算に達していた場合には補助金は交付されません。		
	3月末まで	実績報告	【実績報告】 ・実績報告書（別記第７号様式） ・空家の滅失証明書 ・領収書の写し及び内訳書の写し ・除却完了後の写真 ・除却後の敷地を再販していることについて、証明できるもの ・その他市長が必要と認める書類
	3月末まで	補助金の請求	【請求】 ・請求書（別記第９号様式） ・その他市長が必要と認める書類
	補助金の支払い		
改修再販費	4月から	補助金の申請書	【補助金の申請】 ・交付申請書（別記第１号様式） ・空家等の位置図、配置図 ・空家等の写真 ・空家及び土地の全部事項証明書 ・改修費用の分かる見積書の写し及び内訳書の写し ・石狩市内事業者であることがわかるもの ・その他市長が必要と認める書類
	調査通知書の発送		
	調査通知日から **１ヶ月以内**	売買契約の締結	・空家の売買契約書の写し ・事業概要説明書及び確認書（別記第３号様式）
	交付決定 ※この時点で予算に達していた場合には補助金は交付されません。		
	3月末まで	実績報告	【実績報告】 ・実績報告書（別記第７号様式） ・領収書の写し及び内訳書の写し ・改修前後の写真 ・改修後の敷地を再販していることについて、証明できるもの ・新耐震基準の適合を証明できるもの （昭和57年1月1日以前に建築又は着工していた場合） ・その他市長が必要と認める書類
	3月末まで	補助金の請求	【請求】 ・請求書（別記第９号様式） ・その他市長が必要と認める書類
	補助金の支払い		